

「富田林市文化財保護条例(素案)」に対する
パブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

- (1)コメントの募集期間 :平成29年3月7日～4月6日(31日間)
 (2)コメントの提出数 :30件/7通(提出方法:持参5通、ファックス1通、メール1通)
 ※うち、公表しない意見(素案の内容と直接関係のない意見等) 9件
 (3)コメントを基に修正した箇所 : 0件

2. パブリックコメントの内容

《第1章 総則》

○第1条(目的)

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
1	地方に郷土文化の違い。大阪府と検討し作成。	<p>大阪府内であっても、地域によって歴史や文化は異なり、特性があります。文化財は、その所在する地域の歴史や文化と密接な関連を有することから、ご意見の内容は、「郷土富田林の文化について、大阪府と調整し他市との違いを明記してはどうか」、ということだと思われます。</p> <p>しかし、市が市域に有する全ての文化財を把握するのは難しいことから、条例に郷土文化の違いを明記するのではなく、市域の文化財の保存・活用に係る各施策を推進することで、郷土富田林の文化の発展に貢献していきたいと考えますので、ご理解下さい。</p>

○第2条(定義)

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
2	「記念物」を「自然を含む記念物」とし、「文化的景観」を「文化的及び動植物や地形など自然景観を含むもの」のように、場合によっては自然物に範囲が及ぶことを想定してもらいたい。	<p>条例第2条に規定しておりますとおり、この条例における「文化財」とは、「文化財保護法第2条第1項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群」であり、自然物も範囲に及ぶことを想定しております。</p>
3	<p>文化財の対象(有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群)を規定の項目に、天然記念物の規定</p> <p>文化財対象になるきめ細やか条例制定(例文) 滋賀県多賀町の文化財保護条例</p>	<p>「文化財」の細かな種別につきましては、同条例施行規則において規定する予定であり、ご指摘の「天然記念物」につきましては、「史跡」「名勝」とともに『記念物』の種別として位置づける予定です。</p> <p>多賀町文化財保護条例や大阪府文化財保護条例にすりあわせて作成してはどうか、というご意見</p>

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
	滋賀県多賀町の条例は滋賀県文化財条例にすりあわせ作成 富田林市文化財条例も大阪府文化財条例にすりあわせ作成	についてですが、本市の条例は現段階で市が把握している市域の文化財の種別を考慮した上で、文化財保護法、大阪府文化財保護条例、他市町村文化財保護条例等を参考に作成しています。 多賀町や大阪府の条例と同様に、文化財の定義について、文化財保護法第2条第1項に掲げる内容を規定しておりますので、ご了承下さい。

○第4条(市民、所有者等の責務)

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
4	第4条第1項に「措置に、誠実に協力しなければならない。」とあるが、内容が具体的でない上、単に市民側に義務を課して命ずる感があって不適切ではないかと思う。	生活様式の変化や世代交代等により、滅失や散逸が進む市域の文化財を保護、継承していくためには、一定の規制や義務付けは必要であると考えており、それらを設けることが、条例を制定する理由の1つです。 「条例」とは、憲法第94条、地方自治法第14条に基づき、地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定する自治立法です。義務を課し、権利を制限・命令する場合は、法令に特別の定めがある場合を除き、条例によらなければならないとされています。 この条例の施行に関して、必要な事項は施行規則で定め、条例及び規則をもとに、今後は文化財の保存・活用に係る各施策を進めていくこととなりますので、ご理解下さい。
5	第4条第2項にある「文化財の所有者」を「文化財の保持者及び保持団体」とする方が包括的でふさわしいのではないか。	当条例における「保持者及び保持団体」とは、無形文化財及び選定保存技術を保持する者及び無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体、と限定しております(条例第6条第3項及び条例第22条)。 そのため、「文化財の所有者その他の関係者」と表現しています。
6	第4条第2項にある「できるだけこれを公開」は、あいまいな表現なので、「支障のない限り公開する」とすべきである。又、期間を区切った公開もできるように決めておくことも必要ではないか。	当条例は、所有者等へ文化財保護のための規制や義務付けを定めていることから、所有権その他の財産権に対する侵害とならないよう調整を図る必要があります。そのため、第5条において「財産権の尊重及び他の公益との調整」について規定しています。 「支障のない限り公開しなければならない」としま

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
		すと、所有権をもつ所有者等の権利を侵害することになるため、「できるだけ」という表現を用いております。ご了承下さい。 なお、市指定文化財の公開については、条例第19条において規定しており、市が所有者等に対し、期間を定めて公開を勧告することができる旨、規定しています。

○第5条(財産権の尊重及び他の公益との調整)

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
7	「富田林市教育委員会は、この条例の執行に当たっては、…」とあるように、主に責任を負うのは教育委員会であると思われる。 しかし、このパブリックコメントの担当は文化財課であり、文化財課は生涯学習部である。教育委員会は教育総務部に位置付けられているようだが、組織の仕組みが分かりにくい。条例制定に当たり、どの部署が責任をもつのか、どのように協力していくのか明確にし、進めてもらいたい。	現在、文化財保護行政を担う部署は教育委員会生涯学習部文化財課であり、当該条例の制定及び執行に関しても責任を負います。今後、機構改革等が行われた場合は、文化財保護を担う部署が担当することになります。 教育委員会事務局には教育総務部と生涯学習部の2つの部があり、市のウェブページに、市役所の組織図(「富田林市のこと」>「市の組織と主な業務、職員数、フロア図」)を掲載しておりますのでご覧下さい。

≪第2章 市指定文化財≫

○第6条(指定及び認定)

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
8	富田林市には極めて重要な自然遺産(「横山潮湧石」、「石川足跡化石・化石木」「長鼻類牙・臼歯および偶蹄類角」)が存在する。市はこれらを文化遺産より軽視してきた経緯があるが、このまま劣化させるには忍びない。市指定文化財を指定するに当たり、自然遺産も指定してもらいたい。	市の市指定文化財の指定について、学術調査を経て市の指定文化財候補とすべきかを判断した後、文化財保護審議会へ指定の適否について諮問し、決定していきます。 当該条例に基づき、市域に点在する多種多様な文化財を対象とし、順次、作業を進めていきたいと考えております。

○第10条(変更等の届出)

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
9	第10条第1項第3号「所在の場所を変更」後の届けがあるが、「修理をしようとするとき」をここに加える必要はないか。	修理をする際には、条例第17条第1項に基づき、委員会の許可が必要となります。その許可申請については、施行規則で定める予定です。

○第20条(報告及び調査)

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
10	第24条について 委員会では必要であると認められるときは、	ご意見の内容は、条例第20条(報告及び調査)第1項において規定しております。

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
	保持者に対し、文化財の現状や修理状況の報告を求めることができる旨、の規定しておくべきである。	なお、条例第 24 条は、市選定保存技術における届出についての規定であり、「保存技術」であるため、修理は発生しません。

《第3章 埋蔵文化財》

○第21条(埋蔵文化財の保護)

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
11	新堂廃寺 1960 年～約 57 年前に発掘調査オガンジ・お亀石古墳、第 3 章にて出土した物品の展示公開の文言	市指定文化財の公開については、条例第 19 条に規定しています。 「新堂廃寺跡附オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳」からの出土品は、有形文化財です。これらが市指定文化財に指定されることになれば、その公開は、条例第 19 条に基づき行われます。
12	第 21 条第 3 項に「何人も、委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査その他の保護措置に協力するよう努めなければならない。」とあるが、文化財の重要性や文化的価値については、一般に不関心であるので、むしろ委員会の方で「啓発をしなければならない」とすべき現状ではないか。又、啓発のための措置をも講じるべきであり、その規定を盛り込むことのほうが喫緊ではないか。	本市としましても、埋蔵文化財の普及啓発は、不十分であると認識しております。 昨年は、例年の「かがりの郷」スポット展示や広報記事掲載に加え、すばるホールや旧田中家住宅を活用した府市連携展示等を開催したところですが、周知方法等課題もあります。 ご意見を踏まえ、今後の効果的な啓発事業を研究するとともに、事業の周知にも努めてまいります。

《第5章 文化財保護審議会》

○第27条(設置)

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
13	条例制定にあたり、教育委員会で専門職員を確保するなど体制ができているのか。また審議会設置にあたり、文化財関係の豊富な人選を行い、条例制定後も実績あるものにしていてもらいたい。	文化財課には、文化財の埋蔵文化財等の専門知識も持つ職員は在籍しておりますが、「文化財」全般に対応できる者はおりません。 そのため、学術調査は学術経験者へ依頼し実施することになります。
14	審議会では、文化財の保護・継承及びその活用について様々な意見を審議する。他市の状況を見ると、学識者からの選出が多い。特に文化財の活用については、学識者だけでなく、「市民レベルの識見を有する者」の意見も必要であると考え	審議会委員につきましては、「文化財の保存、継承及び活用に関して学識経験のある者その他委員会が適当と認める者」と施行規則で定める予定であり、「その他委員会が適当と認める者」とは、文化財の識見を持つ市民の方で、教育委員会が審議会委員としてふさわしいと認める場合を考えています。
15	市が独自に指定文化財を決定することは文化財保護にとって最も大切であり、富田林市文化財保護審議会は文化財保護を	

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
	際に進める上で、最も重要な役割を果たす機関になると思う。歴史、文化、自然環境、動植物生態、地理地学など広い分野から、富田林の重要性を認識する専門家の人を選び、力を発揮できるような権限を与えて欲しい。また、文化財担当の部署が力を発揮できることも大切である。そして、市民の意見を取り入れる方策についても検討してもらいたい。	
16	昭和 43 年 7 月 31 日富田林市文化財保護規則(1968 年約 50 年の歳月) 国、大阪府、指定文化財 数例あり 富田林市指定文化財の検討委員会を早急に開催日の年何回 項目	ご意見にある「富田林市指定文化財の検討委員会」とは、条例第 27 条で規定している「富田林市文化財保護審議会」を指します。 条例施行の後は、府や他市の状況を参考にしながら、条例の運用を進めてまいります。まずは、この「富田林市文化財保護審議会」の設立を早急に進めたいと考えております。 上記審議会には、市教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定だけでなく、市域の文化財の保存、継承、活用に関する調査審議を行っていただくこととなります。 同審議会の開催回数や審議項目については、いただいたご意見を踏まえ、順次、段階を経て作業を進めてまいります。

《条例素案全般に関するご意見》

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
17	文化財定義 文化財の対象の保持団体又保護団体の調査 各団体の協働公益活動推進委員会設立 項目	ご意見の内容は、①条例第2条((文化財の)定義)文化財対象の保持団体(市無形文化財)又は保護団体(市無形民俗文化財)について調査してはどうか。②これらの各団体を組織化する旨規定してはどうか、ということだと思われます。 本市としましても、市域に点在する文化財や保存技術を把握するための調査等を行う必要があると認識しております。しかしながら、市単独での調査には限界があり、地域の方々の情報なくしては把握できないことから、調査方法について、町会や地域住民、市民団体の皆様のお力をお借りできる方法を今後検討してまいります。

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
		<p>また、保持団体又は保護団体の組織化についてですが、市無形文化財、市無形民俗文化財の指定が行われた後に、検討したいと考えます。</p>
18	<p>富田林寺内町をはじめ南河内の石川谷付近は、自然環境を含めた歴史環境が良く残っている。伝建地区の中でも、大都会近くにあつて、これ程うまく残ってきたところは少なく、誇るべきことだと思う。</p> <p>条例文でどう表現したらいいのかはよく分からないが、歴史的環境の保全を重視した文化財保護条例になることを望む。</p>	<p>本市は、富田林寺内町をはじめ数多くの貴重な文化財を有しています。当条例は、市域の貴重な文化財全般を保存・活用し、次世代へ継承していくことを目的としております。</p> <p>富田林寺内町付近の歴史的環境の保全につきましては、個別の施策として検討したいと考えております。</p>
19	<p>第1章総則より文化財保護条例制定の取り組みの遅れを感じたが、その主旨、内容がよくわかる記述で安心した。制定に当たり、市民や有識者の意見を聞き、制定後も条例に沿って充実した文化財保護を推進してもらいたい。市民も関心を高め協力していく事が大切だと思う。</p>	<p>当条例の制定に際し、学術経験者へご意見を伺うとともに、市民の皆様にはパブリックコメント等を実施いたしました。</p> <p>条例制定の後は、当条例に沿って文化財保護行政の推進に努めてまいります。</p>
20	<p>国の文化財保護法制定が昭和25年。富田林の条例がそれから67年遅れて制定されるということは、富田林はかなり遅れているということ。</p> <p>最近急激に環境破壊や地域開発が進み、状況は変わってきていると思う。したがって、文化財保護の体制（審議会設定や保護体制）の充実は急ぐ必要があると思う。ぜひとも積極的な行動を望む。それと市民への発信、広報活動が非常に重要であると思う。自分たちも協力できることがあれば、協力していきたいと思っている。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を推進する上で参考にさせていただきます。</p>
21	<p>多くの市町村にはある「文化財保護条例」が、富田林市にはなかったことを知らなかった。遅ればせながら、この度、条例案が公表され、市民に意見等が諮問されたことは大変喜ばしく、嬉しく思う。案文は、他市町村の条例を参考にして作成されたものと推察され、異論はないので、本条例制定に合わせて富田林市指定文化財を見直し、新条例に</p>	<p>現在、市内に有する指定文化財は国・府指定のものであり、市指定のものはございません。</p> <p>条例施行の後は、文化財保護審議会を設置し、市指定文化財の指定を目指すとともに、当条例に沿った文化財保護行政の推進に努めてまいります。</p>

No	コメントの内容	コメントに対する市の考え方
	<p>基づいて再指定されると共に、未指定の自然遺産、文化遺産を、毎年、市の文化財保護審議会に諮問され、重要な物件を、逐次、富田林市指定文化財に追加指定されるとともに、保護・保全に細心に留意しつつ出来るだけ広く市民への公開を図ってもらいたい。</p>	